

R 5 介護保険施設等管理者研修会（集団指導）

令和3年度介護報酬改定における経過措置事項について

茨城県福祉部長寿福祉課

目次

- 1 感染症対策の強化 … P3
- 2 業務継続に向けた取り組み強化 … P7
- 3 高齢者虐待防止の推進 … P11
- 4 認知症介護基礎研修の受講義務付け … P16
- 5 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化 … P21
- 6 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実 … P22

上記の取り組みは、令和6年3月31日までは努力義務ですが、経過措置終了後は義務化されますので、業務体制の整備を計画的に進めて下さいますようお願いいたします。

感染症対策の強化

1. 概要

	主なポイント
対象	全サービス
概要	<p>令和3年度介護報酬改定により、介護サービス事業者に感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取り組みが義務付けられました。</p> <ul style="list-style-type: none">①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催②指針の整備③研修、訓練（シミュレーション）の実施等

感染症対策の強化

2. 具体的な取り組み

	主なポイント
①委員会の開催	<ul style="list-style-type: none">• 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催。 ※感染対策の知識を有する外部の者の活用が望ましい。• 開催頻度は、「施設系：3か月に1回以上」、「訪問・通所・居住系：6か月に1回以上」• 構成メンバーの責任及び役割分担を明確化とともに専任の感染対策を担当するもの（感染対策担当者）を決める。• 委員会の結果について従業者に周知徹底を図る。• テレビ電話装置等を活用して行うことも可能。
②指針の整備	<p>「感染症の予防及びまん延防止のための指針」には、【平常時の対策】及び【発生時の対策】を規定。</p> <p>【平常時の対策】</p> <ul style="list-style-type: none">• 事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等。 <p>【発生時の対策】</p> <ul style="list-style-type: none">• 発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、関係機関との連携、行政等への報告等。• 発生時における事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制の整備及び明記（記載内容は「介護現場における感染対策の手引き」等を参照） <p>（厚生労働省 URL） https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf</p>

感染症対策の強化

2. 具体的な取り組み

	主なポイント
③研修の実施	<ul style="list-style-type: none">• 従業員に対する「感染症の予防及びまん延防止のための研修」を実施。• 研修内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものであること。• 定期的（施設・居住系：年2回以上、訪問・通所系：年1回以上）に感染症対策の研修を実施するとともに、新規採用時にも実施することが望ましい。• 研修の実施内容を記録しておくこと。• 研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所の実態に応じて行うこと。
④訓練の実施	<ul style="list-style-type: none">• 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、定期的（年1回以上）に行うこと。• 感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施すること <p>※訓練の実施はその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切</p>

感染症対策の強化

3. 参考資料

○厚生労働省HP

(介護現場における感染対策の手引き)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>



(介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html



業務継続に向けた取組みの強化

1. 概要

	主なポイント
対象	全サービス
概要	<ul style="list-style-type: none">令和 3 年度介護報酬改定により、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、下記①～③の取り組み等が義務付けられました。<ol style="list-style-type: none">① 業務継続計画（以下、BCP）の策定（※）② 研修の実施③ 訓練(シミュレーション)の実施 <p>※BCP とは、感染症や非常災害の発生時において、「利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため」及び「非常時の体制で早期の業務再開を図るため」の計画です。</p> <ul style="list-style-type: none">各介護事業所にて令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務とし、令和 6 年 4 月 1 日から義務化される措置ですが、経過措置の期間内に関係の情報を収集するなど、義務化に向けて必要な体制・対策を講じてください。

業務継続に向けた取組みの強化

2. 具体的な取り組み

	主なポイント
①BCP の 必要項目	<p>BCP には、次の項目等を記載すること。</p> <p>< 感染症に係る BCP ></p> <ul style="list-style-type: none">a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)b 初動対応。c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) <p>< 災害に係る BCP ></p> <ul style="list-style-type: none">a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)b 緊急時の対応(業務継続計画の発動基準、対応体制等)c 他施設及び地域との連携。 <p>※想定される災害は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。 ※感染症及び災害の当該計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</p>

業務継続に向けた取組みの強化

2. 具体的な取り組み

	主なポイント
②研修の実施	<ul style="list-style-type: none">• 研修の内容は、感染症及び災害に係る BCP の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと• 定期的(年 1 回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。研修の実施内容も記録すること <p>※認知症対応型共同生活介護においては、年 2 回以上開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。</p> <p>※感染症の BCP に係る研修を感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施してもよい。</p>
③訓練の実施	<ul style="list-style-type: none">• 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、BCP に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年 1 回以上)に実施すること。 <p>※認知症対応型共同生活介護においては、年 2 回以上行うこと。</p> <p>※感染症 BCP に係る訓練を感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施すること、又は災害 BCP に係る訓練を非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することは差し支えない。</p> <p>※訓練の実施は机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切。</p>

業務継続に向けた取組みの強化

3. 参考資料

○厚生労働省HP

（介護施設・事業所における業務継続計画
（BCP）作成支援）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html



※業務継続計画策定にあたっては、

「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

を参照してください。

高齢者虐待防止の推進

1. 概要

	主なポイント
対象	全サービス
概要	<ul style="list-style-type: none">令和 3 年度介護報酬改定により、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、下記①～④の取り組み等が義務づけられました。<ol style="list-style-type: none">① 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会(以下「虐待防止検討委員会」という)の開催② 指針の整備③ 研修の実施④ これらの措置を適切に実施するための担当者を定めることまた、運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること。これらの措置は、各介護事業所にて令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務とし、令和 6 年 4 月 1 日から義務化される措置ですが、経過措置の期間内に関係の情報を収集するなど、義務化に向けて必要な体制・対策を講じてください。

高齢者虐待防止の推進

2. 具体的な取り組み

取組み	主なポイント
①-1 虐待防止 検討委員 会	<ul style="list-style-type: none">• 当該委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成すること。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。• 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。• 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応すること。• 当該委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。• テレビ電話装置等を活用して行うことができる。• 個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

高齢者虐待防止の推進

2. 具体的な取り組み

取組み	主なポイント
①-2 虐待防止 検討委員 会	<p>虐待防止検討委員会では、次のような事項について検討すること</p> <ol style="list-style-type: none">① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること② 虐待の防止のための指針の整備に関すること③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること④ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること⑤ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること <p>※虐待防止検討委員会の結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知すること。</p>

高齢者虐待防止の推進

2. 具体的な取り組み

取組み	主なポイント
②指針の整備	<p>高齢者虐待防止の指針を整備し、指針には次のような項目を盛り込むこと。</p> <ol style="list-style-type: none">① 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方② 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項⑧ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項
③研修の実施	<ul style="list-style-type: none">・従業者に対する研修内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うこと。・当該事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的(年 1 回以上)な研修を実施すること。・新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施すること。
④担当者の配置	<ul style="list-style-type: none">・事業所における虐待を防止するための体制として、「委員会」から「研修」までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くこと。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

高齢者虐待防止の推進

3. 参考資料

厚生労働省 Q&A

文書名	問番号	質問	回答
事務連絡介護保険最新情報 vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A vol.3」（令和3年3月26日）」の送付について	問1	・居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業員が1名だけということがあります。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行う必要があるのか。	・虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的実施していただきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。 ・例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等其他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。 ・研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

認知症介護基礎研修の受講義務付け

1. 概要

	主なポイント
対象	全サービス（無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く))
概要	<ul style="list-style-type: none">令和 3 年度介護報酬改定により、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられました。各介護事業所にて令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務とし、令和 6 年 4 月 1 日から義務化される措置ですが、経過措置の期間内に関係の情報を収集するなど、義務化に向けて必要な体制・対策を講じてください。

認知症介護基礎研修の受講義務付け

2. 具体的な取り組み

	主なポイント
認知症介護基礎研修の受講義務づけ	<ul style="list-style-type: none">事業者は、令和6年3月31日までに、医療・福祉関係資格を有さない全ての介護従業者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。また、新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さない者に限る)に対し、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させること。

※当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とするとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。

認知症介護基礎研修の受講義務付け

3. 参考①

厚生労働省 Q&A

文書名	問番号	質問	回答
事務連絡介護保険最新情報 vol.952「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A vol.3」（令和3年3月26日）」の送付について	問3	・養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講したが介護福祉士資格は有していない者は、義務づけの対象外とすることが可能か。	・養成施設については卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できることを条件として対象外とする。なお、福祉系高校の卒業者については、認知症に係る教育内容が必修となっているため、卒業証明書により単に卒業が証明できれば対象外として差し支えない。
	問4	・認知症介護実践者研修の修了者については、義務づけの対象外とすることが可能か。	・認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の認知症の介護等に係る研修を修了した者については、義務づけの対象外として差し支えない。

認知症介護基礎研修の受講義務付け

3. 参考②

厚生労働省 Q&A

文書名	問番号	質問	回答
事務連絡介護保険最新情報 vol.952「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A vol.3」（令和3年3月26日）」の送付について	問5	・認知症サポーター等養成講座の修了者については、義務づけの対象外とすることが可能か。	・認知症サポーター等養成講座は、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者を養成するものであるが、一方で、認知症介護基礎研修は認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を実施する上での、基礎的な知識・技術及び理念を身につけるための研修であり、その目的・内容が異なるため、認知症サポーター等養成講座修了者は、義務づけの対象外とはならない。
	問6	・人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者についても、義務づけの対象となるのか。	・人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者については、義務づけの対象外である。一方で、義務づけの趣旨を踏まえ、認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を実施するためには、人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わらない者であっても、当該研修を受講することを妨げるものではなく、各施設において積極的に判断いただきたい。

施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

	主なポイント
対象	施設系サービス
内容	<p>入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。【令和6年4月1日から義務化】</p> <p>【具体的内容】</p> <p>(1) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。</p> <p>(2) (1)の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 助言を行った歯科医師 ロ 歯科医師からの助言の要点 ハ 具体的方策 ニ 当該施設における実施目標 ホ 留意事項・特記事項 <p>(3) 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は(2)の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。</p>

施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

	主なポイント
対象	施設系サービス
内容	<p>入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。【令和6年4月1日から義務化】</p> <p>【具体的内容】</p> <p>(1) 改正後は、栄養士又は管理栄養士を1人以上の配置が必要です。ただし、栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うことが可能です。</p> <p>(2) 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること。栄養ケア計画の作成に当たっては、施設サービス計画との整合性を図ること。なお、栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>(3) 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること。</p> <p>(4) 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。</p> <p><u>経過措置期間終了後、栄養ケア・マネジメントが実施されていない場合は、基本報酬が減算されます。</u></p>

ご視聴ありがとうございました。